

指名競争入札執行事務処理基準

〔平成18年9月15日〕
林振第228号

改正 平成19年1月16日林振第376号

改定 令和4年3月10日森保第1501号

（趣旨）

第1 この基準は森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札及び随意契約事務処理要領（平成19年1月16日付け林振第376号）の規定により、森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開札場所に備える書類）

第2 開札場所には次の書類を備えておくものとする。

- (1) 当該事業の指名競争入札通知書の控
- (2) 予定価格調書
- (3) 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書
- (4) 入札調書

（入札の取りやめ等）

第3 入札参加者が連合し、又は不穩の行為を行う等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者に入札させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、第6の入札辞退者が多数生じたこと等により入札参加者が指名業者数の半数を下回る事となる場合で、競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札開始前には入札を取りやめ、入札開始後には入札を打ち切ることができる。

（入札参加者の出席等の確認）

第4 入札の執行にあたっては、最初に入札に付する事業名及び工事場所を読み上げた後、入札参加者の出席を確認するものとする。

2 代理人により入札しようとする者がある場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

3 前項の委任状が提出されたときは、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 委任者の氏名及び押印
- (2) 代理人の氏名
- (3) 委任事項

（入札執行の宣言及び入札書の提出）

第5 入札の執行にあたっては、第4により入札参加者の出席等が確認されたときは、入札を執行する旨を宣言し、入札書の提出を求めるものとする。

2 事業内訳書の提出にあつては、第4第1項の確認後開札までの間に入札参加者に提出させるものとする。

（指名競争入札における入札辞退）

第6 指名競争入札を辞退する者がある場合は、理由の如何を問わず次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（様式任意）が広域振興局等に直接持参、又は郵送された

場合は受理するものとする。

なお、入札辞退届の提出がなく、入札開始時刻までに入札室に入室しなかった場合は、入札を辞退したものと見なす。

- (2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出させるものとする。

(開札)

第7 開札は、入札参加者全員が入札書を提出したことを確認した後、開札する旨を宣言し、入札書を提出した者（以下「入札者」という。）立ち会いのもとに行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 開札したときは、入札者の氏名、入札金額及び無効又は失格の事由の有無等を確認し、これを入札調書に記入するものとする。この場合において、記入した事項に誤りがないか確認するものとする。

(予定価格の開封)

第8 予定価格調書の開封は、開札する旨を宣言すると同時に行うものとする。この場合において、当該予定価格調書の内容に誤りがないか確認するものとする。

(落札者の決定)

第9 落札者の決定は、次により行うものとする。

- (1) 入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であることを確認するものとする。
- (2) 前号の確認の結果、落札者となるべき者があるときは、落札者が決定した旨並びに落札者名及び落札金額を入札者に告知した後、入札を終了するものとする。
- 2 前項第1号において、最低制限価格を下回る入札があったときは、入札者に対し失格となった入札があった旨を告知するものとする。

(再度入札)

第10 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は、再度入札を行う旨を宣言し、入札者に対し当該入札における最低入札金額を告知した後、直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札の回数は、2回を限度とする。
- 3 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者又は不参加の申し出を行う者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第11 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、その旨を入札者に告知するとともに、くじ引きにより落札者を決定する旨を宣言した後、当該入札者を対象に最初に「くじを引く順序を決めるくじ」を引かせ、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせて、落札者を決定しなければならない。

- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 第1項のくじ引きにより落札者を決定したときは、入札調書にくじ引きによる落札である旨を記入し、落札者に記名押印をさせるものとする。

(再度入札においても落札者がいないとき)

第12 再度入札において落札者がいないときは、入札を打ち切る旨を宣言して入札を終了するものと

する。

2 前項の場合において、当該入札が不調となった原因を究明して、予定価格又は技術的適正等に関する必要な資格の設定の再検討を行ったうえで、再度公告入札を行うものとする。ただし、予定価格と最低入札金額との差が少ない等の状況から、随意契約に移行することが適当と認められる場合は、この限りではない。

(入札調書への表示区分)

第 13 入札調書への表示は次表の区分によるものとする。

| 区 分 | 表 示 |
|---|-----------------------------|
| ア 落札者を決定した場合 | (金 額) |
| イ 落札者がなかった場合 | 不 調 |
| ウ 指名競争入札において、入札辞退の申し出があった場合 | 辞 退 |
| エ 現場説明に参加しなかった場合 | 現説不参 |
| オ 入札に無断で参加しなかった場合 | 辞 退 |
| カ 無効となった入札があった場合 | 無 効 |
| キ 最低制限価格を下回り、失格となった入札があった場合 | 失 格 |
| ク 工事費内訳書の金額と入札書の内容が一致しない場合 | 失 格 |
| ケ 指名停止等による入札参加資格又は指名の取消しがあった場合 | 取 消 し |
| コ 入札辞退者若しくは不参加者が多数生じたこと等により入札を打ち切った場合 | 打 切 り |
| サ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上いたため、くじ引きにより落札者を決定した場合 | く じ (くじを引いて落札となった者の記名押印) |

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 15 日以降適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 16 日以降適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降適用する。